

代理請求特約条項

改 定 後	改 定 前
(途中省略)	(途中省略)
<p>第5条 (代理請求人)</p> <p>① 代理請求人は、<u>保険金等の請求時において、次の第1号から第5号のうちのいずれかを満たす死亡保険金受取人</u>とします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 被保険者の戸籍上の配偶者</li> <li>2. 被保険者の直系血族</li> <li>3. 被保険者の兄弟姉妹</li> <li>4. 被保険者の3親等内の親族</li> </ol> <p>5. <u>次のいずれかの者。ただし、当会社の定める書類により、その事実が確認でき、かつ、保険金等の受取人のために保険金等を請求する適切な関係があると当社が認めた者に限ります。</u></p> <p>ア. <u>第1号から第4号までの者以外の者①で、被保険者と同居している者</u></p> <p>イ. <u>被保険者から委任を受ける等により、被保険者の財産の管理を行なっている者</u></p>	<p>第5条 (代理請求人)</p> <p>① 代理請求人は、<u>保険金等の請求時において、次の各号のいずれかを満たす死亡保険金受取人</u>とします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. } (同 左)</li> <li>2. }</li> <li>3. }</li> <li>4. <u>被保険者と同居しまたは被保険者と生計を一にしている、被保険者の3親等内の親族</u></li> </ol> <p>(新 設)</p>
<p>② (省 略)</p> <p>③ 第4条第①項および本条第①項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、代理請求人としての取扱いを受けることはできません。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 第3条の保険金等の支払事由②を故意に生じさせた者</li> <li>2. ~ 3. (省 略)</li> </ol> <p>④ (省 略)</p>	<p>② (省 略)</p> <p>③ 第4条第①項および本条第①項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、代理請求人としての取扱いを受けることはできません。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 第3条の保険金等の支払事由①を故意に生じさせた者</li> <li>2. ~ 3. (省 略)</li> </ol> <p>④ (省 略)</p>
<p>第5条 備考</p> <p>① <u>婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者などです。</u></p> <p>② 第3条第2号の保険料の払込免除の免除事由を含みます。</p>	<p>第5条 備考</p> <p>┌ (新 設)</p> <p>└ ① 第3条第2号の保険料の払込免除の免除事由を含みます。</p>
(途中省略)	(途中省略)

代理請求特約条項

改 定 後	改 定 前
<p>第 13 条（個人年金保険に付加した場合の特則）</p> <p>①1. (省 略)</p> <p>2. 第 4 条および第 5 条を次のとおりに読み替えます。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第 4 条（指定代理請求人による保険金等の請求） (省 略)</p> <p>第 5 条（指定代理請求人）</p> <p>① 指定代理請求人は、保険金等の請求時において、<u>次の第 1 号から第 5 号のうちのいずれかの者である</u>ことを要します。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 被保険者の戸籍上の配偶者</li> <li>2. 被保険者の直系血族</li> <li>3. 被保険者の兄弟姉妹</li> <li>4. 被保険者の 3 親等内の親族</li> </ol> <p>5. <u>次のいずれかの者。ただし、当会社の定める書類により、その事実が確認でき、かつ、保険金等の受取人のために保険金等を請求する適切な関係があると当社が認めた者に限ります。</u></p> <p><u>ア. 第 1 号から第 4 号までの者以外の者①で、被保険者と同居している者</u></p> <p><u>イ. 被保険者から委任を受ける等により、被保険者の財産の管理を行なっている者（会社、官公署等の団体②を除く）</u></p> </div> <p>② (省 略)</p> <p>③ 第 4 条第③項および本条第①項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、指定代理請求人としての取扱いを受けることはできません。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 第 3 条の保険金等の支払事由③を故意に生じさせた者</li> <li>2. ~ 3. (省 略)</li> </ol> <p>④ (省 略)</p> <p>⑤ 年金受取人④は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を指定し変更することができます。この場合には、年金受取人は、当会社の定める書類を提出することを要します。</p>	<p>第 13 条（個人年金保険に付加した場合の特則）</p> <p>①1. (省 略)</p> <p>2. 第 4 条および第 5 条を次のとおりに読み替えます。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第 4 条（指定代理請求人による保険金等の請求） (省 略)</p> <p>第 5 条（指定代理請求人）</p> <p>① 指定代理請求人は、保険金等の請求時において、<u>次の各号のいずれかの者である</u>ことを要します。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. }</li> <li>2. }</li> <li>3. }</li> <li>4. 被保険者と同居または被保険者と生計を一にしている、被保険者の 3 親等内の親族</li> </ol> <p style="text-align: right;">(同 左)</p> <p style="text-align: right;">(新 設)</p> </div> <p>② (省 略)</p> <p>③ 第 4 条第③項および本条第①項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、指定代理請求人としての取扱いを受けることはできません。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 第 3 条の保険金等の支払事由①を故意に生じさせた者</li> <li>2. ~ 3. (省 略)</li> </ol> <p>④ (省 略)</p> <p>⑤ 年金受取人②は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を指定し変更することができます。この場合には、年金受取人は、当会社の定める書類を提出することを要します。</p>

代理請求特約条項

改 定 後	改 定 前
<p>第 5 条（読み替え後）備考</p> <p>① <u>婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者</u>などです。</p> <p>② <u>団体の代表者</u>を含みます。</p> <p>③ 第 3 条第 2 号の保険料の払込免除の免除事由を含みます。</p> <p>④ 年金受取人には、その承継者を含みます。</p>	<p>第 5 条（読み替え後）備考</p> <p>（新 設）</p> <p>① 第 3 条第 2 号の保険料の払込免除の免除事由を含みます。</p> <p>② 年金受取人には、その承継者を含みます。</p>
<p>3. (省 略)</p> <p>②～④ (省 略)</p> <p>(途中省略)</p> <p>第 15 条（5 年ごと利差配当付医療保険、5 年ごと利差配当付新医療保険または 5 年ごと利差配当付女性医療保険に付加した場合の特則）</p> <p>1. (省 略)</p> <p>2. 第 4 条および第 5 条を次のとおりに読み替えます。</p>	<p>3. (省 略)</p> <p>②～④ (省 略)</p> <p>(途中省略)</p> <p>第 15 条（5 年ごと利差配当付医療保険、5 年ごと利差配当付新医療保険または 5 年ごと利差配当付女性医療保険に付加した場合の特則）</p> <p>1. (省 略)</p> <p>2. 第 4 条および第 5 条を次のとおりに読み替えます。</p>
<p>第 4 条（指定代理請求人による保険金等の請求）</p> <p>(省 略)</p> <p>第 5 条（指定代理請求人）</p> <p>① 指定代理請求人は、保険金等の請求時において、<u>次の第 1 号から第 5 号のうちいずれかの者</u>であることを要します。</p> <p>1. 被保険者の戸籍上の配偶者</p> <p>2. 被保険者の直系血族</p> <p>3. 被保険者の兄弟姉妹</p> <p>4. 被保険者の 3 親等内の親族</p> <p>5. <u>次のいずれかの者。ただし、当会社の定める書類により、その事実が確認でき、かつ、保険金等の受取人のために保険金等を請求する適切な関係があると当社が認めた者に限ります。</u></p>	<p>第 4 条（指定代理請求人による保険金等の請求）</p> <p>(省 略)</p> <p>第 5 条（指定代理請求人）</p> <p>① 指定代理請求人は、保険金等の請求時において、<u>次の各号のいずれかの者</u>であることを要します。</p> <p>1. } (同 左)</p> <p>2. }</p> <p>3. }</p> <p>4. 被保険者と同居または被保険者と生計を一にしている、被保険者の 3 親等内の親族</p> <p>} (新 設)</p>

代理請求特約条項

改 定 後	改 定 前
<p>ア. 第 1 号から第 4 号までの者以外の者①で、被保険者と同居している者</p> <p>イ. 被保険者から委任を受ける等により、被保険者の財産の管理を行なっている者(会社、官公署等の団体②を除く)</p> <p>② (省 略)</p> <p>③ 第 4 条第①項および本条第①項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、指定代理請求人としての取扱いを受けることはできません。</p> <p>1. 第 3 条(特約の対象となる保険金等)の保険金等の支払事由③を故意に生じさせた者</p> <p>2. ~ 3. (省 略)</p> <p>④ (省 略)</p> <p>⑤ 保険契約者④は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を指定し変更することができます。この場合には、保険契約者は、当会社の定める書類を提出することを要します。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>第 5 条(読み替え後)備考</p> <p>① 婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者などです。</p> <p>② 団体の代表者を含みます。</p> <p>③ 第 3 条第 2 号の保険料の払込免除の免除事由を含みます。</p> <p>④ 保険契約者には、その承継者を含みます。</p> </div> <p style="text-align: center;">(以下省略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>② (省 略)</p> <p>③ 第 4 条第①項および本条第①項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、指定代理請求人としての取扱いを受けることはできません。</p> <p>1. 第 3 条(特約の対象となる保険金等)の保険金等の支払事由①を故意に生じさせた者</p> <p>2. ~ 3. (省 略)</p> <p>④ (省 略)</p> <p>⑤ 保険契約者②は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を指定し変更することができます。この場合には、保険契約者は、当会社の定める書類を提出することを要します。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>第 5 条(読み替え後)備考</p> <p style="text-align: center;">} (新 設)</p> <p>① 第 3 条第 2 号の保険料の払込免除の免除事由を含みます。</p> <p>② 保険契約者には、その承継者を含みます。</p> </div> <p style="text-align: center;">(以下省略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>

※ 改定前の特約条項は 2017 年 8 月 1 日時点のものです。